

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策と現状

Update No.21（2021/11/18）

長崎県医師会 新型コロナウイルス感染症対策会議から

1. 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）について

※印は、11/15(月)開催の第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて決定分。

◎実施主体である市町の状況により、開始時期、実施方法等が異なる場合がありますのでご注意下さい。

また、内容は本日現在で、本会が把握している内容ですので今後変更の可能性があります。

- 3回目接種は12月1日以降接種可能となります。＊対象年齢は18歳以上です。＊
- 1、2回目接種は県が取り纏めを行いましたが、今回は市町が実施主体となります。接種券の発行もVRS（ワクチン接種記録システム）のデータを基に市町が行います。
- 予防接種実施要領において、「初回接種の完了から原則8月以上の間隔をおいて1回接種すること」となっています。（県担当課によると実施要領上では、今回報道等がなされている6月との文言は現行では出ていないとのことです。）
- 今回は、「先行接種」、「優先接種」の取扱いはありませんが、必然的に先行接種・優先接種の対象だった方（医療従事者等）が追加接種（3回目接種）でも先に接種が開始されることとなります。
- 1、2回目のように県が連携型に各医療機関等を紐付して接種場所が事前に決定されている訳ではありません。自院職員の接種を行わない場合は、市町の個別接種実施医療機関や集団接種会場等に予約しての接種となります。（市町により予約方法等が異なると思われます。）
- 3回目の接種に使用するワクチンは法律上、「mRNA型」を予防接種実施規則で位置づけるため、3回目接種の薬事承認を得ているファイザー社製で実施が開始されます。（1、2回目でモデルナ社製を接種した場合も3回目をファイザー社製で接種を行う「交互接種」も可。）＊
- 本県では、追加接種の体制構築に向けた県と市町との意見交換会の開催（10月21日）や、県内全病院、全内科診療所に対して、県がアンケート調査を実施（接種対象者数、自院職員への接種意向など。締切り11月12日）を行うなど準備が進められています。

2. 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の電子申請受付開始について（日医発R3.11.2付 税経62、地364、健Ⅱ378）

今般、厚生労働省より本補助金の電子申請用Webサイトが公開され、電子申請の受付が開始されましたので、ご連絡申し上げます。電子申請用のWebサイトは、下記のURLからご確認いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

申請期間は令和3年11月1日から令和4年1月31日までとなっております。

また、領収書等の証拠書類の提出は省略されます（医療機関等において交付決定から5年間は保管をいただきますよう、お願いいたします）。

なお、インターネットを利用した電子申請が困難な場合は、厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンターまでお問い合わせをお願いします。その際に郵送等の申請方法について案内を受けることができます。

また、申請に関する相談などは、以下のコールセンターまでお問い合わせをお願いします。

○厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933（平日 9:30～18:00）

3. 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の交付決定完了について（情報提供）

（日医発R3.10.22付 税経58、地354、健Ⅱ364）

厚生労働省「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」につきましては、本年2月28日が申請期限でございましたが、その後、厚生労働省において審査・交

付決定の手続きが大幅に遅れ、会員各位に大変長い間お待ちいただき、多くのお問い合わせをいただいで参りました。

今般、厚生労働省Webサイトの「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」のページが更新され「※申請が集中したなかで補助金の交付に時間を要し、ご迷惑をおかけしました。令和2年度に申請いただいたものについては、申請書類の不備があるものを除き交付決定が完了していますのでお知らせいたします。」(令和3年10月20日時点)と掲載されましたのでご連絡いたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

つきましては、本年2月に令和2年度の標記補助金を申請されたにもかかわらず、いまだ厚生労働省から連絡がない医療機関から照会等がございましたら、下記の厚生労働省コールセンターにご確認いただくよう、ご案内をお願いいたします。

○厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933 (平日 9:30~18:00)

《本会から日本医師会に確認》

日本医師会では本補助金も含め、申請書類の不明交付決定や交付の遅延が起こっていたことから、厚労省に処理の改善と、医療機関から問い合わせがあった場合の善処を求め続けておりました。

上記以外では以下のとおりとなっているとのことですので、厚労省からの連絡がない等疑義がございましたら上記コールセンターに確認をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金】

(診療・検査医療機関100万円、病院・有床診療所 25万円+5万×許可病床数、無床診療所 25万円)

令和2年度分 (上記のとおり)

令和3年度分 (上記の2月28日までの申請締切りに間に合わなかった分。9月30日締め切り分)

→審査は全て終了しており、不備があるものについて現在その確認作業中。不備等がないものについては、今月末か来月初めには交付決定できるよう作業中とのこと。

【インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業】

(診療・検査医療機関が、発熱患者等を受入れる体制をとった場合に、その体制確保に要する経費を支援)

令和2年度分

→不備等が無い方を除いて、概ね交付決定通知書の発出は完了してきている。交付決定通知の発出後、厚労省からメール等で確認の連絡が来た場合には対応をお願いしたい。現在、実績報告に対する確定通知を発出していく段階に入っているが、一度目の約半額の交付が行われている方から、優先的に対応しているとのこと。

※申請期限が近くなってから申請された方や、不備により差し替え等があった方については、一括で満額の交付申請になっているので留意頂きたいとのこと。

なお、確定通知の発出から、実際の振り込みまでは時間差があるのでご留意いただきたい。

令和3年度分 (令和2年度分からの繰越分) ※想定よりも患者数が下回る等の理由により、補助

金の事業実績報告書による事業費が交付決定額よりも上回る場合の支援

→上記の令和2年度分の確定通知が発出された後、随時申請が行われることになっている。

4. (令和4年1月始期) 新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度について (日医発R3.11.12付 地371)

昨年11月に日本医師会会員向け補償制度として創設しました「新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度」が、来年1月1日に満期を迎え、継続することになりましたのでご案内申し上げます。また、継続を機に、下記のとおり補償内容の改善をいたします。

■補償期間：令和4年1月1日から令和5年1月1日まで

■主な変更点：

①補償金額の見直し(増額)：休業中の補償が100万円では足りないという会員からの声を踏まえて、補償金額200万円を上限に増額します。

②休業日数の見直し(短縮)：保険金請求ができる休業日数の定義を、休診日や土日・祝日を含む連続7日以上から、3日以上に短縮します。

③休業の定義の見直し：休業中、患者の生命を守るために中断することが出来ない透析外来や往診、

電話診療・オンライン診療、訪問診療（訪問看護を含む）、処方箋の発行等の診療行為に限り、休業扱いと見做して保険金を受取れるようにします。（以前は補償対象外）

④**保険金受取要件の緩和**：保険金請求時の必要書類となっていました「外部消毒業者の領収証の写し」を不要とし、消毒業者を入れない内部消毒作業でも「可」とします。

⑤**介護サービス事業所の補償新設（補償金50万円上限）**：医療機関（病院・診療所）に「併設」された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所等を対象とする新たな補償制度を新設します。

なお、補償金は、直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める約定支払割合を乗じて損害額を算出し、補償金額を上限に受取ることが出来ます。詳細につきましては、制度のチラシ（日医ニュース11/20号、12/5号に同梱）および前契約との比較表、Q&Aをご用意しておりますので、併せてご覧ください。

＜お申込みスケジュール＞

■募集受付開始：令和3年11月24日（水）より受付開始

※昨年からのご加入者には、日医休業補償制度事務局より、ご登録いただいておりますメールアドレスへ「更新案内のお知らせメール」を11月24日（水）より順次発信いたします。

■お申込み方法：日本医師会ホームページからWeb申込みになります。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/010289.html

＜補償期間とWeb申込締切日について＞

- (1) 《補償期間》 1月1日～1年間 ⇒ 《Web申込締切日》 12月27日
《掛金》 病院・診療所：48,000円／介護サービス事業所：18,000円
- (2) 《補償期間》 2月1日～11ヶ月間 ⇒ 《Web申込締切日》 1月27日
《掛金》 病院・診療所：44,000円／介護サービス事業所：16,500円
- (3) 《補償期間》 3月1日～10ヶ月間 ⇒ 《Web申込締切日》 2月24日
《掛金》 病院・診療所：40,000円／介護サービス事業所：15,000円
- (4) 《補償期間》 4月1日～9ヶ月間 ⇒ 《Web申込締切日》 3月29日
《掛金》 病院・診療所：36,000円／介護サービス事業所：13,500円

※掛金のご入金は補償開始日前までをお願いいたします。

■本制度に関する専用問合せ窓口

日本医師会休業補償制度事務局（業務委託）

①本制度全般に関するお問い合わせ先

TEL：03-3243-8982 Mail：jmabi2020@web-tac.co.jp

②保険料振込み全般に関するお問い合わせ先

TEL：03-6704-4016 Mail：2020jmabi@tokio-mednet.co.jp

<受付時間：平日9:30～17:00（土日・祝日除く）>

【補償金請求に関する問合せ先】

引受保険会社：東京海上日動火災保険 医療・福祉法人部 営業第一チーム

TEL：03-3515-4143 Mail：jmabi2020@tmnf.jp

<受付時間：平日9:00～17:00（土日・祝日除く）>

5. 新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について（情報提供）（日医発R3.10.25付 税経59、健Ⅱ367）

この度、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について関係省庁への確認を踏まえ、下記に整理いたしましたので、ご連絡申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（接種の費用（単価2,070円、時間外+730円、休日+2,130円の委託料収入）については、医療機関において消費税の課税売上となります（注）。

（注）委託料収入は、消費税相当額を加算して請求し入金されるものです。

また、所得税・法人税の四段階税制（社会保険診療報酬の所得計算の特例）においては、医業収入が7,000万円以下であることが要件の一つとされていますが、接種の費用（委託料収入）は当該医業収入7,000万円にカウントされます。

個別接種促進のための支援策として一定回数以上の接種を行う医療機関に支払われる補助金（新型

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援)については、消費税は課税対象外となります。
また、四段階税制の要件の一つである医業収入7,000万円にはカウントされません。

○参考情報

消費税の免税事業者であった医療機関がワクチン接種により自由診療等売上1,000万円を超えた場合の納税義務について、別添(略)の参考資料に整理いたしました。

これまで自由診療等の課税売上高が年間1,000万円以内であったことにより消費税の免税事業者であった医療機関が、ワクチン接種の収入が増加したことにより課税売上高が年間1,000万円を超えることとなる場合、原則としてその翌々年(度)から課税事業者となります。但し、上半期(6カ月)だけで1,000万円を超えた場合には、次の年(度)から課税事業者となります。

その場合、消費税に係る記帳および申告の事務負担を軽減するため簡易課税を適用することが選択肢として考えられますが、簡易課税を適用するには予め届出が必要です。例えば令和5年(度)に簡易課税の適用を受けるためには、令和4年(度)末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出することが必要となります。

なお、簡易課税制度選択の判断を含め、個別の税務につきましては、税理士又は所轄の税務署等にご相談いただきますよう、お願いいたします。

6. 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)における発生届の入力 及び My HER-SYSのURL通知について(依頼)(県医療政策課発R3.11.9付 3医政第1000号)

標記につきまして、本県においては、感染者が多く発生した際も、入院以外の全ての患者に対して、適切に健康観察が実施でき、健康状態の変化を迅速に探知できる体制整備のため、国の推進も踏まえ、My HER-SYSを活用することとしております。つきましては、貴会員に対し、原則HER-SYSの入力にて発生届を提出いただきますとともに、発生届入力時のMy HER-SYSのURL通知送付について周知いただきますようお願いいたします。 ※本件の協力は強制ではなく任意となります。

《発生届の入力及びMy HER-SYS の通知について》

Q1 HER-SYSへの発生届の入力は義務ですか。

A 新型コロナウイルス感染症に関する発生届の届出等は、感染症法第12条に基づく義務であり、当該届出は、原則としてHER-SYSを利用していただくこととしております。現在、新型コロナウイルス感染症の発生届には、ワクチン接種歴の記載事項が追記されておりますが、紙媒体で発生届を提出いただいている中には、旧書式を使用されている場合もあります。HER-SYSは随時アップデート、改良されておりますので、ぜひご活用をお願いいたします。

Q2 HER-SYSで入力をすれば、FAXでの発生届の提出は不要ですか。

A HER-SYSに発生届の情報を入力し、登録いただければ感染症法第12条の義務が履行されたこととなります。また、報告した時点で保健所にメールが届く仕組みとなっております。従って、改めてのFAX提出は原則として不要ですが、電話での第一報が必要であるか等管轄保健所とご相談ください。

Q3 発生届を誤って作成し、届出完了をしてしまった場合の訂正方法はあるのですか。

A 発生届タブの画面下部に「削除」ボタンがあります。そのボタンを押していただくことにより、削除が可能です。なお、一度削除された情報は復元できませんのでご注意ください。

Q4 My HER-SYSとは何ですか。

A ご本人(感染者等)がスマートフォン等を通じて都合のいいタイミングで簡単に体温や症状の有無等を入力していただくツールになります。入力された情報は、HER-SYSに直ちに反映され、保健所等と情報共有ができます。

Q5 My HER-SYSのURL通知の仕組みはどういったものですか。

A 陽性診断を行った各医療機関において、患者の電話番号など発生届に係る情報をHER-SYSに入力していただいた上で、発生届画面の「通知」ボタンを押下することにより、HER-SYS IDが当該患者に送信され、これによりMy HER-SYSによる健康観察を行うことが可能となります。また、HER-SYSにて発生届を入力いただくことで、入力した患者のHER-SYS上の情報を確認することも可能となります。

Q6 陽性となった患者全員にMy HER-SYSのURL通知を送付すべきですか。

A My HER-SYSは、スマートフォン、パソコン対応となりますので、スマートフォンを持っている患者に対して通知をお願いします。また、家族感染の場合で、未就学児等の患者が発生した場合には、保護者の電話番号での登録をお願いいたします。なお、My HER-SYSの通知を送付する際には、患者が混乱しないよう、通知がスマートフォンへ届くことをご説明いただければ幸いです。

※その他のQ&A及び操作マニュアルは「厚生労働省HER-SYS」と検索をお願いいたします。

※操作方法等ご不明な点については、ヘルプデスクへお問い合わせをお願いいたします。

お問い合わせ先：03-6877-5154 月～金(土日祝を除く)9:00～18:00

Mail: helpdesk@cov19.mhlw.go.jp